

がすべての障害者にゆきとどいた教育の保障を要求して長い間運動をすすめてきたのは、何よりも憲法や教育基本法でもはっきり示されているように、どのような障害をもった子どもにも主権者として、差別されることなく教育を受ける権利があるからです。そして、教育こそが障害児を人間として成長させていく上で欠くことができないものであることを知っています。教育が受けられないことは、障害児の成長をおくらせるだけでなく命さえ短くしているという統計さえあります。

やっとの思いで養護学校や障害児学級に通わせることができても十分な医療保障がないために、児童・生徒の死亡率が高いといわれており、障害をのりこえようと努力を続けている子どもたちがいのちとひきかえに教育を受けていることができます。子どものいのちを守り、教育を保障していくためには教職員と父母の犠牲なしには障害児教育はなりたないのが現状です。すくない教職員のため、学校によっては70%以上が腰痛を訴えており、再起不能といわれる重症の患者さえいます。また、学校への付添いやそれともなう出費などによって、父母の経済的負担・健康破壊がすすみ、その上卒業後の進路保障もあてがなく、いまやたえがたい状況となっています。

すべての障害児にゆきとどいた教育を保障せよという要求が大きく広がっているときに、東京都が国にさきがけ障害児の教育保障の方針を明らかにしたことは、都民の要求にそった画期的な発想の転換といえることができます。しかし、養護学校や障害児学級が圧倒的に不足している現状と、教職員不足や施設・設備の不足のもとでは、教育保障を完了することはとうてい不可能です。1974年にどのような子どもも差別されることなく、安心して教育を受けることができるようにするためには、国と東京都にさ

し当ってつぎのことを実現するよう要求します」と訴え、具体的に「すべての障害児に教育を保障するための学級・学校を大幅にふやす」ことをはじめ教育条件の抜本的改善、教育・医療の同時保障、付添いの負担、就学奨励費の支給とそのワクの拡大、成人学級、障害者のはたらく場所と生活の保障などについて要求しています。

私たちは、この東京の障害者と父母、教師らの運動に学びつつ、それを全国各地で創造的に発展させていこうではありませんか。そして6歳の春をどんな重い障害児も含め、すべての子どもとその父母が泣かない日がくるために。

【源流解説】

学校にはいれなかった障害児

荒木穂積
(立命館大学)

今回源流に取り上げた文献は、河添邦俊・清水寛・藤本文朗『この子らの生命輝く日—障害児に学校を一』（新日本出版社、1974年）所収の藤本文朗論文である。本書の初版は1974年4月に発行されている。目次と執筆者は次のとおりである。

目次

1. 学校へ行きたい—障害児にとって学校とは—
2. 学校にはいれなかった障害児（本文献）
3. 学校と仲間の中で育つ—浜田ろう学校での子どもたちとの経験—
4. みんなの願い—就学権保障の運動—
5. 障害児の就学権の歴史
6. むすびにかえて—すべての子どもに学校を一

本書の執筆分担は、1, 2が藤本文朗、3, 4

が河添邦俊，5と6が清水寛である。本紀要で今回とりあげた文献は藤本が執筆した「2. 学校に入れなかった障害児」である。

当時の特殊教育（現在の特別支援教育）は，障害の重い子を「特殊教育の対象ではない」として排除し，在学率は頭打ちか低下の傾向すらしめしていた。当時，義務教育学齢児童・生徒数全体が約150万人減少しているにもかかわらず，1965年から1971年度の就学免除数は9千人台，就学猶予数は1万1千人から1万2千人で推移し，障害児の「在籍率30パーセントのカベ」ができようとしていた。この問題は，当時の国会でも取り上げられていた（文献，107-109ページ）。

この時期（1960年代後半から1970年代前半）は，障害児の就学権保障運動が全国的に展開された時期である。原書の「4. みんなの願い—就学権保障の運動—」では，河添によって愛知，東京と大阪，京都での運動が詳しくとりあげられている。

藤本は，当時の教育権保障の歴史的背景について次のように概括的に特徴づけている。

「就学猶予免除の矛盾や憲法違反の問題について，最も早く意識していたのは障害児とその親である。それを運動として始めたのは，これらの親達の団体である。肢体不自由児協会，自閉症児を守る親の会，サリドマイド児の親の会などが，昭和37，8年頃（1962，3年頃；引用者）から，…略…東京の江東聾学校の入学試験で，重複障害のため落とれた児童の親と，その矛盾（義務制で入学試験に落とし，行き場のない子をつくること）に気づいた教師によって，昭和39年頃（1964年頃；引用者），『未就学児を守る会』が作られた。…略…また，京都，与謝地方障害児親の会は，郷友会（旧在郷軍人会）にまで働きかけ，文字通り地域ぐるみの養護学校設置運動を続け，昭和44年（1969年；

引用者）について養護学校を開設させた。…略…そして，障害児の就学児の就学権を保障するだけでなく，障害児の発達を保障する教育問題にまで要求を出し（通学条件，寄宿舎，幼小中高の一貫性），主体的に教育権を保障する闘いにまで発展している。

このように，障害児の教育権復権の闘いは，障害児の生存，生活，労働，選挙への権利を勝ちとる闘いと結合しながら発展しつつあるといえよう。」（藤本，1969：p.47）。

原書が発行された年の前年1973年（昭和48年）11月に，1979年（昭和54年）4月から養護学校の就学及び設置の義務制を実施する旨を定めた「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」が公布されたが，全国各地での障害児の教育権を保障する運動の広がりによるものであったといえる。

本文献では，当時の障害児の未就学児の実態を明らかにし，その研究成果を未就学児の教育権保障にどのようにつなげていったかについて，いくつかの視点から述べられている。ここで紹介されている鯖江市での実態調査では，「1人1人の実態を把握」するために「足であるいた私たちの調査」が取り上げられている。ここには研究者と当事者が協力した臨床研究から臨地研究への萌芽をみることができる（臨床研究も臨地研究もどちらも人を対象とする研究で，臨床研究は病院内・施設内・学校内などで個人を特定しておこなわれるのに対して，臨地研究は，個人および家族・コミュニティーを特定して病院外・施設外・学校外などの現地や現場でおこなわれる）。当時，臨床研究は主に医学分野の研究をいうことが多かったが，藤本はこれを教育分野に拡大し，自分たちの研究を教育臨床研究と特徴づけている。また，事例研究として「1人1人の事例」をとりあげるとともにそ

これらの事例に共通する教育環境に視野をひろげた研究を志向している（藤本，1996：序論参照）。

本文献では、実態調査を実施する上での基本的態度はいかにあるべきかが生き生きと語られている。障害児と親・家族の実態の把握と分析、障害児の教育権がどのようにうばわれているかその仕組みおよび法律上の未整備の実態と矛盾の解明、文部省と厚生省（いずれも当時の名称：引用者）および行政の態度と仕組みをどう変えていくか、親や家族の要求（ニーズ）を実現するための研究と運動のあり方など多くの示唆に富む視点が提起されている。

藤本は、実態調査を実施する上での基本的態度はいかにあるべきかについてつぎのように述べている。

「…調査のための調査に終わらせないためにはなんのために調査するのか、という調査の基本的態度について一定の意志の共通確認がどうしても必要だと思います。…私たちの鯖江市での調査の場合、はじめから完全に明確な態度をもっていただけでなく、むしろ調査の過程で、…（中略）…お母さん方と話し合うなかで教えられたことが多かったといえます。…そういうことはあってしかるべきですが、しかしあらかじめ調査前に基本的な目的と態度を明確にし、一定の共通の地盤をもった集団が調査にとりかかる方が望ましいと思います。（傍点；引用者）

この点でだれしも理解できるのは、学校にはいれないということは、教育における最大の差別であるということです。それは、人間を人間らしく生きることを準備させる、もっとも基本的な機会をうばうことです。

（中略）

私たちは、『重度・重複』障害児のこのような豊かに生きたいという願い、学校に行きた

い、友だちがほしい、みんなと遊びたいという願いを、人間としての基本的な要求・権利であると考えます。そして、能力による差別、障害による差別によって、障害児が生きる権利、教育を『受ける』権利などをうばわれること、不就学児を存在させることは、私たち自身の生きる権利、学ぶ権利の問題につながるのです。在宅障害児の教育を『受ける』権利を保障する運動は、とりもなおさず私たちの教育権保障の運動でもあるのです。このような問題意識が、実態調査をおこなう場合にも必要なのではないでしょうか」（文献，104-105ページ）。

実態調査研究は、多くの人数と時間を要する。藤本が指摘しているように集団で研究をすすめるためには、研究の「基本的な目的と態度を明確にして、一定の共通の地盤を」つくることが重要である。共通の地盤づくりは「お母さん方と話し合うなかで」すすめられていくのだが、研究対象と研究主体との相互交流の中で権利保障の視点が掘り下げられ、共通の地盤をつくり出すに至ったといえよう。藤本の研究姿勢から、研究対象は不就学児とその家族で、研究主体は、研究者、協力者・親である。親が研究対象となるだけでなく研究主体にも位置づけられていたことがわかる。研究成果からは、親たちの願いがよくつたわってくる。藤本は、別のところで集団研究のすすめ方（方法論）を井尻正二らの地学団体研究会の研究方法に学んだと述べている（藤本，1996：pp.14-16）。

障害児と親・家族の実態の把握と解明をすすめていく過程で、藤本は「生きる権利」と「学ぶ権利」がつながっていることを見いだしていく。

鯖江市および京都府下の調査などから、（イ）自傷（手をかむ・頭を壁にぶつける）などの神経症的行動が高い比率でみられること、（ロ）

これらの行動は年齢が増加するにしたがって固定化すること、また、かつて泣き、笑い、はしゃいだ子がまったく無表情な子どもにかわったり、話しことばさえ失う場合（「無言症」児）があることなど退行傾向がみられること、（ハ）このことの原因が、生活時間の狭あい化と生活時間の単調化にあること、（ニ）在宅不就学で家庭にいることが他の家族の生活や人権をうばうことになっていること、などが指摘されている（文献、115-116 ページ）。

また、鯖江市・福井市の不就学児と与謝の海養護学校在学児の比較から、①在宅不就学障害児の死亡率は、一般学齢児の死亡率の66～580倍になること、②死亡時の年齢をみると6歳～11歳までの死亡が全体の78%（全体の4分の3強：本文では3分の2弱となっているが誤りであろう、引用者）であったこと（ちなみに6歳～11歳の時期は人間の一生のうちで死亡率が低い時期である）、③死亡例の半分以上が脳性マヒで、ほとんどが寝たきりの重度の身体障害をもつ子どもで、移動することのない生活を送っていたと考えられること、④学校に行かない子は、予防注射などがされずカゼやハシカなどにかかりやすい、歯科治療が受けられず虫歯が放置されたままである、死亡直前まで医者に診てもらえない、などの実態が明らかにされている（文献、117-118 ページ）。

そして、学校（での教育権保障）は、第1に子どもの全面的な発達を保障するところ（医療・教育・福祉が統一的に保障される）、第2に子どもの発達に必要な生活空間を保障するところ、第3に子どもの発達に欠くことのできない集団を保障するところで、教育労働者、父母、地域の人びとが手をむすんですべての障害児の発達の権利（「生きる権利」と「学ぶ権利」の同時保障を土台とした）の保障をすすめていかなければならないと指摘している（文

献、120-121 ページ）。

藤本は、本文献の中で1970年に本格開校した与謝の海養護学校（当時の名称、現在の名称は与謝の海支援学校）の重度重複学級では、開校から1972年までの3年間で死亡例は0であったことを紹介している。藤本は、不就学児の死亡事例の検討から「障害児が生き、学ぶためには、学校は教育・医療・福祉を統一的保障するものでなければならない」と問題提起している（藤本、1974：p.81 参照）。

1979年に「養護学校の就学及び設置の義務制」が実施されて以降、多くの不就学児（就学猶予・免除児童）が学校に行くようになり、全国的に「生きる権利」と「学ぶ権利」の同時保障の土台づくりはすすんでいったが、今日に至るも特別支援学校での発達の権利の実質化の課題は多い。その一つに「特別支援学校設置基準の策定」の課題がある。近年、特別支援学校の在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている。文部科学省は、特別支援学校の教室不足を解消するため、他の学校の空き校舎や空き教室を特別支援学校の教室として確保することをすすめていったが、教育環境の改善はすすんでいない。その原因として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の設置基準は定められているが、特別支援学校の文部科学省令がないため不十分な教育環境のもとでの学びを強いられているということがある。特別支援学校の設置基準を策定するにあたって、①設置基準の冒頭に、策定の目的として「教育環境を改善するため」と記載すること、②児童生徒数の上限を150人以下にすること、③1学級2人以上の教員配置をすること、④教室（普通教室、特別教室）、図書室、保健室、職員室に加えて、どの障害種にも必要な特別教室（自立活動室、作業室、ブレイルーム、ケアルーム等）の設置をすること、⑤通学時間は家から学校まで1時間以内と

すること、⑥校舎・運動場・体育館・寄宿舎について、児童生徒数・学級数に応じて必要な面積を、障害種ごとに記載すること、⑦既存校について、設置基準の適用外とせず、期限を示して計画的に改善すること、などが要請されている（全日本教職員組合『提言』2020年、などを参照）。

「特別支援学校設置基準の策定」が今日に至るも策定されていないことは、障害児教育における差別がのこされていること、またその解消がすすんでいないことの証左である。一日も早く策定し、障害のある子どもたちの教育権の内実化をすすめることが求められている。その視点として、当時藤本は①行政側が住民台帳などを活用した不就学児の実態把握をしてこなかった、②当時の文部省は、特殊教育（当時の名称、現在の名称は特別支援教育）対象児童・生徒数および不就学の児童・生徒数を正確に把握しようとしていなかった、③当時「心身障害児」の「判別委員会」があったが、選別のための委員会で障害児の就学を保障する委員会としての機能を果たしていかに行政を「本気」にさせるか、またいかに「手抜き」を許さないようにするかが重要なこと、そして教育権を保障するためには、当時の「判別委員会」を「就学適正保障委員会」に変えさせること、これらを実現するねばり強い運動の重要性を指摘している（文献、108-113ページ）。藤本の指摘は本質的には今日でも生きている。

藤本は、当時の文部省の姿勢を次のように批判している。「文部省は、『特殊教育』の就学率の上昇にけんめいになっている。しかも、われわれがここで取り上げた未就学障害児の多くを『特殊教育』の対象から除き就学率を上げようとしている。また、障害児を形式的に特殊教育、学級に入学させることで、教育権を与えたかのごとくに思っている。通学していても、実

際上教育の対象とされていない障害児が多い」（藤本、1969：p.47）。そして次のように問題提起している。「障害児の教育権保障の実態と運動というテーマに十分にこたえるためには、就学していても発達を保障する教育権が保障されていない児童（障害児「学習不振児」といわれている者）の実態と運動についても明らかにすべきであった。これは学校教育全体に関わる問題である」（同前、p.48）。

文部科学省が、本格的に特殊教育（特別支援教育）の対象を「学習障害児」など「知的な遅れのない発達障害」に拡大したのは、藤本の問題提起から38年後の2007年のことである。

文部科学省は、平成19年（2007年；引用者）4月1日「特別支援教育の推進について（通知）」により、従来の「特殊教育」の名称を「特別支援教育」と改め特別支援教育の対象を拡大することとし、その目的を次のように設定している。

「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである」

これにより今日では、特別支援教育の対象児は全幼児児童生徒数の約10%となった。

日本政府は、2014年（平成26年）1月20日に、2006年12月13日に国連総会第61回総会で採択された「障害者権利条約」を批准した。これによって障害のある子どもの教育権をはじめとする権利保障は国内法だけでなく国際条約によっても内実化をすすめる法的根拠をもったことになった。法律ができることと権利の内実がすすむことは同時にはすすまない。障害のある子どもたちの「発達を保障する教育権」が実

質的で数字上だけでなく内実をともなっているかどうを検証するには、しっかり事実を掘り起こしていくことが重要になる。藤本らが実態調査に用いた方法論を活かした教育臨床研究（臨床研究）が、50 余年前と同様に求められてくる。

近年の東日本大震災（2011年3月11日）や熊本地震（2016年4月14日および16日）、昨年来（2020年1月末ごろから）の新型コロナウイルスの感染拡大など、自然災害や感染拡大による環境変化は、すべての人たちおよび家族に大きな影響をおよぼすが、とりわけ障害のある人およびその家族には生活や発達の土台を崩しかねないほど大きくて深い影響をおよぼすことがある。場合によっては、権利の内実が薄められたり、弱められたりして、それを放置すると（声をあげないと）権利そのものが侵害されることにもなりかねない。

生まれてから死を迎えるまでの一生をライフサイクルとしてとらえるならば、環境や家族の変化は自然災害以外でも生じるし、個人ひとりひとりの生き方や学び方に大きな影響をあたえる。それらが「生きる権利」、「学ぶ権利」、「発達する権利」など発達保障につながる権利の実態にどのような影響をおよぼしているか（おおよぼそうとしているか）を把握することが、権利侵害を予防するためにも、支援計画を作成するためにも、権利擁護の体制構築の前提となる。

そのためには、条件が十分に整わなくても、目的が明確でかつ機敏な対応（合理的配慮）が求められる。藤本が取り組んできたように集団研究を組織し、「1人1人の実態を把握」する「（足であるいた）地道な調査（集団研究）」が

方法論として有効となるであろう。そこでえられた成果は、研究対象者や家族だけでなく広く発達保障の実践や研究に活かされることが期待できる。

追記、本文献は藤本の鯖江市、福井市の実態調査がベースになっているが、藤本は、これ以外にも大阪衛星都市での不就業実態調査、京都・向が丘養護学校の卒業生進路調査、京都での放課後と社会教育に関する調査、ベトナムでの日越共同教育・生活実態調査、阪神淡路大震災障害者実態調査など多くの実態調査研究に取り組んでいる。これらは、1996年に出版された『障害児教育の義務制に関する教育臨床的研究』（多賀出版）にまとめられている。

（文責：あらかき ほづみ）

文献：

藤本文朗「障害児の教育権保障の実態と運動—不就業障害児を中心に—」『教育学研究』第36巻1号、1969年、pp.38-49.

藤本文朗「不就業障害児の死亡例の実態調査研究」『教育学研究』第41巻1号、1974、pp.73-81.

藤本文朗『障害児教育の義務制に関する教育臨床的研究』多賀出版、1996年.

全日本教職員組合・教組共闘連絡会、障害児学校の設置基準策定を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会『特別支援学校の過大・過密解消につながる設置基準の策定を—私たちが求める設置基準策定に向けての「提言」—』（パンフレット）、2020年.

引用：全日本教職員組合障害児教育部のとりくみ

http://zenkyo.biz/modules/senmonbu_torikumi/detail.php?id=704（2021年5月5日閲覧）